

令和3年4月臨時会
(2021年)

議案書①

4月26日提出

【報告】

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

令和3年(2021年)4月26日提出

豊中市長 長内繁樹

記

1 豊中市市税条例の一部を改正する条例の設定について

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)等が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴う豊中市市税条例の一部を改正する条例の設定について議決を必要としたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告するものである。

専決第1号

豊中市市税条例の一部を改正する条例の設定につ
いて

豊中市市税条例の一部を改正する条例を次のように設定する
ものとする。

令和3年（2021年）3月31日専決

豊中市長 長 内 繁 樹

豊中市条例第20号

豊中市市税条例の一部を改正する条例

豊中市市税条例（平成15年豊中市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

| (現 行) | (改 正 後) |
|--|---|
| <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第28条の2 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法施行規則で定めるものをいう。<u>次条第4項</u>において同じ。）により提供することができる。</p> <p>5 (省 略)</p> | <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第28条の2 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>法施行令第48条の9の7の2において準用する法施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u>場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法施行規則で定めるものをいう。<u>次条第4項及び第56条第3項</u>において同じ。）により提供することができる。</p> <p>5 (省 略)</p> |
| <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第28条の3 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書</p> | <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第28条の3 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>法施行令第48条の9の7の3において準用する法施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u>場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、</p> |

| (現 行) | (改 正 後) |
|--|---|
| <p>に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 (省 略)</p> <p>(特別徴収税額)</p> <p>第55条 第53条の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項及び第57条第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第49条及び第50条の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(退職所得申告書)</p> <p>第56条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> | <p>当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 (省 略)</p> <p>(特別徴収税額)</p> <p>第55条 第53条の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項<u>及び第3項並びに</u>第57条第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第49条及び第50条の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(退職所得申告書)</p> <p>第56条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p><u>3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が法施行令第48条の18において準用する法施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> |

| (現 行) | (改 正 後) |
|--|---|
| <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第87条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>附 則</p> <p>(読替規定)</p> <p>第11条 (省 略)</p> <p>2 法附則第15条第1項、<u>第18項から第20項まで、第22項、第24項、第29項、第38項、第39項、第42項、第44項若しくは第48項又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第136条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条若しくは第63条」とする。</u></p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第11条の2 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> | <p><u>4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。</u></p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第87条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>附 則</p> <p>(読替規定)</p> <p>第11条 (省 略)</p> <p>2 法附則第15条第1項、<u>第15項から第17項まで、第19項、第21項、第26項、第34項、第35項、第37項、第39項若しくは第43項又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第136条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条若しくは第63条」とする。</u></p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第11条の2 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> |

| (現 行) | (改 正 後) |
|---|--|
| <p>3 法附則第15条第19項本文の条例で定める割合は、5分の3とする。</p> <p>4 法附則第15条第30項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第30項第2号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>6 法附則第15条第30項第3号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第39項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第41項の条例で定める割合は、零とする。</p> <p>10・11 (省 略)</p> <p>(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の定義)</p> <p>第14条 次条から附則第29条まで及び附則第30条の2において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (省 略)</p> <p>(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第4項</p> <p>(9) (省 略)</p> <p>(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)</p> <p>第15条 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の</p> | <p>3 法附則第15条第16項本文の条例で定める割合は、5分の3とする。</p> <p>4 法附則第15条第27項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第27項第2号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>6 法附則第15条第27項第3号の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第34項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第35項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9・10 (省 略)</p> <p>(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の定義)</p> <p>第14条 次条から附則第29条まで及び附則第30条の2において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (省 略)</p> <p>(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第5項</p> <p>(9) (省 略)</p> <p>(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)</p> <p>第15条 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の</p> |

| (現 行) | (改 正 後) |
|---|--|
| <p>固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第 1 7 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第 1 7 条の 2 第 2 項に規定する<u>令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地</u>であって、<u>令和 2 年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 6 7 条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第 1 7 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する<u>平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>）</p> <p>第 1 6 条 宅地等に係る<u>平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に 1 0 0 分の 5 を乗じて得た額を加算した額</u>（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 又は附則第 1 5 条の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> | <p>固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第 1 7 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第 1 7 条の 2 第 2 項に規定する<u>令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地</u>であって、<u>令和 5 年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 6 7 条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第 1 7 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>）</p> <p>第 1 6 条 宅地等に係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に 1 0 0 分の 5 を乗じて得た額を加算した額</u><u>（令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）</u>（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 又は附則第 1 5 条の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> |

| (現 行) | (改 正 後) |
|---|--|
| <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規</p> | <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分</u>の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規</p> |

| (現 行) | (改 正 後) |
|--|---|
| <p>規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は</u>、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>(農地に対して課する<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)</p> <p>第18条 農地に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は</u>、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>次の表 (省 略)</p> | <p>規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は</u>、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>(農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)</p> <p>第18条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は</u>、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。<u>以下この条において同じ。</u>)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の<u>固定資産税</u>にあつては、<u>前年度分の固定資産税の課税標準額</u>)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>次の表 (省 略)</p> |

| (現 行) | (改 正 後) |
|--|---|
| <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第19条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>第20条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調</p> | <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第19条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p><u>4 令和2年度分の固定資産税について豊中市市税条例の一部を改正する条例(令和3年豊中市条例第20号)による改正前の豊中市市税条例附則第19条第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る同条第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。</u></p> <p>第20条 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、<u>前年度分の固定資産税の課税標準額</u>) (当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税</p> |

| (現 行) | (改 正 後) |
|---|---|
| <p>整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分</u>の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>(免税点の適用に関する特例)</p> <p>第22条 附則第16条又は第18条から第20条までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第69条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第16条、第18条又は第20条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第19条の規定の適用を受ける市街化区域農地(附則第20条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については<u>附則第19条第1項</u>に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分</u>の都市</p> | <p>標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>(免税点の適用に関する特例)</p> <p>第22条 附則第16条又は第18条から第20条までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第69条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第16条、第18条又は第20条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第19条の規定の適用を受ける市街化区域農地(附則第20条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については<u>附則第19条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)</u>又は<u>第4項</u>に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分</u>の都市計</p> |

| (現 行) | (改 正 後) |
|--|--|
| <p>計画税の特例)</p> <p>第23条 宅地等に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税</u>の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額</u>は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> | <p>画税の特例)</p> <p>第23条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税</u>の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(<u>令和3年度分の都市計画税</u>にあつては、<u>前年度分の都市計画税額の課税標準額</u>) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額</u>は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> |

| (現 行) | (改 正 後) |
|---|--|
| <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分</u>の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分</u>の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画</p> | <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分</u>の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分</u>の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税</p> |

| (現 行) | (改 正 後) |
|--|---|
| <p>税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>(農地に対して課する<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>)</p> <p>第25条 農地に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額</u>は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <p>次の表 (省 略)</p> <p>第27条 市街化区域農地に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額</u>は、前条の規定により附則第19条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条の規定の適用を受ける市街化区域農地で</p> | <p>の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>(農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>)</p> <p>第25条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額</u>は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。<u>以下この条において同じ。</u>)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(<u>令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額</u>)を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <p>次の表 (省 略)</p> <p>第27条 市街化区域農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額</u>は、前条の規定により附則第19条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(<u>令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額</u>)(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第</p> |

| (現 行) | (改 正 後) |
|---|--|
| <p>あるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分</u>の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)</p> <p>第30条 <u>地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項</u>の規定に基づき、<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分</u>の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3及び法附則第25条の3の規定は、適用しない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第30条の3 法第451条第1項第1号(<u>同条第4項</u>において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条</p> | <p>18項を除く。))又は附則第15条の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)</p> <p>第30条 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項</u>の規定に基づき、<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分</u>の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3及び法附則第25条の3の規定は、適用しない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第30条の3 法第451条第1項第1号(<u>同条第4項又は第5項</u>において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。</p> |

| (現 行) | (改 正 後) |
|--|--|
| <p>において同じ。) に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間（附則第 30 条の 7 第 3 項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第 86 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第 30 条の 3 の 3 (省 略)</p> <p>2 大阪府知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が法第 44 条第 1 項（<u>同条第 2 項</u>において準用する場合を含む。）又は法第 45 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を<u>同条第 4 項</u>において準用する場合を含む。）の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 29 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3・4 (省 略)</p> | <p>以下この条において同じ。) に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から<u>令和 3 年 1 月 31 日</u>までの間（附則第 30 条の 7 第 3 項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第 86 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第 30 条の 3 の 3 (省 略)</p> <p>2 大阪府知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が法第 44 条第 1 項（<u>同条第 2 項又は第 3 項</u>において準用する場合を含む。）又は法第 45 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を<u>同条第 4 項又は第 5 項</u>において準用する場合を含む。）の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 29 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3・4 (省 略)</p> |

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の豊中市市税条例（以下「新条例」という。）第 28 条の 2 第 4 項の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び附則第 4 条において「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日以前に行ったこの条例による改正前の豊中市市税条例（次項において「旧条例」という。）第 28 条の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第28条の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第28条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第28条の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第28条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。